

北秋田市地域おこし協力隊 「伊勢堂岱遺跡・JOMONコンシェルジュ」の募集について

【募集概要】

北秋田市は、秋田県北部に位置し、2005年、鷹巣町・合川町・森吉町・阿仁町の四つの町が合併して誕生した秋田県で2番目に面積が広い市です。世界文化遺産に登録された「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する遺跡の一つである「伊勢堂岱遺跡」をはじめ、山とともに生きる「マタギ」文化、ギネス認定の「世界一の大太鼓」、日本三大樹氷のひとつである「森吉山の樹氷」といった歴史や文化、自然が融合した魅力的な地域です。

また、首都圏と秋田県北部地域を結ぶ空の玄関口として大館能代空港があり、全国有数の観光資源の世界自然遺産「白神山地」や「十和田八幡平国立公園」など、北東北のゲートウェイにもなっています。

昨年度、「伊勢堂岱遺跡」を構成資産とする「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録され、あらためて国内外で「JOMON」が注目されています。当市は、少子高齢化による人口減少が進むなど、地域特有の課題は年々深刻化しているところですが、地域の人々と力を合わせ、史跡やガイダンス施設において「JOMON」の魅力を発信していただける意欲のある方を北秋田市地域おこし協力隊「伊勢堂岱遺跡・JOMONコンシェルジュ」として募集します。

※ 募集に関する詳細については、『地域おこし協力隊「伊勢堂岱遺跡・JOMONコンシェルジュ」募集要項』でご確認ください。

1. 募集人員

1名

2. 応募資格

概ね20歳以上の方（令和4年4月1日現在）で、次のいずれにも該当する方を対象とします。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（※）に規定する欠格事項に該当しない者
- (2) 応募時点で三大都市圏をはじめとする都市地域等（※）に居住し、隊員に任用された後、本市へ生活の拠点を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に登録を受ける事が可能である者（委嘱される前に既に本市に定住又は定着している者を除く。）
- (3) 誠実に職務を遂行できると認められる者
- (4) 地域活性化に意欲と熱意を有し、積極的に活動することができると認められる者
- (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項に規定する普通自動車免許を有している者
- (6) パソコンの一般的な操作ができ、インターネット、SNS等の活用ができる者

※（1）地方公務員法第16条の内容

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※(2)「三大都市圏をはじめとする都市地域等」とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、政令指定都市及び「過疎、山村、離島、半島等の地域」に該当しない市町村（詳しくは、総務省 HP の地域おこし協力隊「地域要件確認票」を参照してください。）

3. 活動内容

- (1) 伊勢堂岱遺跡の遺跡案内やガイドプログラムの企画・構築・運営に関すること
- (2) 伊勢堂岱縄文館の施設案内やガイドプログラムの企画・構築・運営に関すること
- (3) 体験学習プログラムの企画・構築・運営に関すること
- (4) 自治会やジュニアボランティア育成に係る連携・協力に関すること
- (5) 教育普及業務（講座等の企画及び運営実務等）に関すること
- (6) 国内及び国外に対する伊勢堂岱遺跡等の情報発信に関すること
- (7) その他、世界文化遺産に関すること
- (8) 隊員自らが本市への定住のために行う活動に関すること

4. 活動条件等

《勤務地》

隊員の勤務地は、北秋田市教育委員会生涯学習課世界遺産推進係内（北秋田市花園町 15-1）、または活動内容に応じて、勤務地を起点とし、市内関連施設等とします。

《雇用形態》

会計年度任用職員とします。

《雇用期間・勤務日数・勤務時間・休暇等》

令和4年10月1日以降で協議の上決定する。

ただし、市長が認めた場合は1年を単位とし、最長3年まで延長することができます。

・活動日は、原則として平日（月曜日から金曜日まで週5日）を基本とします。

・勤務時間は、休憩時間（60分）を除き、午前8時30分から午後4時00分（1週間当たり32時間30分）までとします。

・休日は、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）です。ただし、活動内容によって休日勤務もあります。この場合は振替対応とします。

・任用期間や勤務日数等に応じて年次休暇を付与するほか、夏季休暇等の特別休暇があります。

《報酬・待遇・福利厚生》

月額195,100円（時間外勤務手当、休日勤務手当その他の手当はありません）

・期末手当の支給があります。

・社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していただきます。

- ・活動経費等・住居は市が指定した住居とし、家賃は市が負担します。
※引越しや生活必需品、光熱費などの経費は各自の負担となります。
- ・活動に必要な車両、パソコン等の事務機器は市が貸与します。
※通勤に要する費用は各自の負担となります。
- ・その他活動に必要な経費は、予算の範囲で市が負担します。
- ・活動に関連し出張する場合の旅費は、予算の範囲で市が支給します。
- ・総務省等が行う地域おこし協力隊向け研修など、各種研修に参加できます。

《支援》

- ・市独自で行う移住・定住支援制度（住まい応援成金等）があります。
- ・国が行う任期後の起業支援（最大100万円）があります。

《その他》

- ・生活や通勤の手段として自家用車は必要不可欠です。自家用車等の持込みをお勧めします。

5. 応募手続き

(1) 募集期間

7月25日（月）から9月30日（金）まで。

※募集期間内に任用者を決定することができない場合は募集期間を延長する場合があります。

(2) 提出書類

- ① 北秋田市地域おこし協力隊「伊勢堂岱遺跡・JOMONコンシェルジュ」応募用紙
- ② 履歴書 様式は任意。6ヶ月以内に撮影したカラーの顔写真を貼付してください。

応募方法は、応募書類を郵送またはEメールで提出することとします。ただし、郵送の場合は募集期間内の消印を有効とし、Eメールの場合は発信日が募集期間内のものを有効とします。郵送先は、〒018-3312 秋田県北秋田市花園町15-1 北秋田市教育委員会生涯学習課世界遺産推進係とします。

Eメールの送信先は、sekaiisan@city.kitaakita.akita.jp とし、タイトルを「北秋田市地域おこし協力隊の応募について」と題し、応募書類及び履歴書に貼り付けた写真がカラーで確認できるデータを添付し送信してください。

※応募書類は返却いたしません。提出された個人情報、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

6. 選考

(1) 1次選考

書類審査により1次選考を行い、選考結果は、応募者全員に対し文書で通知します。

(2) 2次選考

1次選考合格者を対象に2次選考（面接）を行います。

日時、場所等の詳細については、協議の上決定します。

※2次選考会場までの交通費等は応募者の負担となります。

選考結果は、速やかに参加者全員に対し文書で通知します。

(3) 協力隊員の決定

2次選考の合格者と活動開始日等を協議の上決定します。

7. お問い合わせ

北秋田市役所 教育委員会 生涯学習課 世界遺産推進係（担当：菅原）

住所：〒018-3312 秋田県北秋田市花園町 15-1

T E L : 0186-67-6771

F A X : 0186-63-2678

E-mail : sekaiisan@city.kitaakita.akita.jp